

## 温泉の利用の許可を受けた者の地位の相続の承認に係る審査基準及び標準処理期間

### 1 根拠法令

温泉法第17条

### 2 審査基準

- ・承継しようとする掘削等の許可が現に有効であること
- ・温泉の利用の承継しようとする相続人が、被相続人の死亡後60日以内に申請をしたものであること
- ・温泉の利用の許可を承継しようとする相続人が、承継しようとする許可に係る事業を全て一括して相続するものであること
- ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の利用の許可にかかる事業を承継すべき相続人を選定したことが確認できるものであること
- ・相続人が2人以上ある場合において、温泉の利用の許可にかかる事業を承継すべき相続人以外の相続人の行方がわからず同意を得ることが困難である場合等においては、事業を承継しようとする相続人の選定が客観的に明らかであることを証することができるものであること
- ・温泉の利用の許可を承継しようとする相続人が、第15条第2項各号（第3号にかかる部分は除く）に該当しないこと

(根拠法令)

#### ○ 温泉法

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

○ 温泉法施行規則

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第九条 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 五 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

○ 愛知県温泉法施行細則

(申請書の様式等)

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- 九 省令第九条第一項に規定する申請書 様式第十

3 標準処理期間

11日